令和6年度

かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率をお 知らせします。

健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本市	_	_	8. 5	47.4
早期健全化基準	(13.09)	(18.09)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

- ※ 括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準です。
- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「一」の表示は、赤字となっていないことを表しています。

資金不足比率 (単位:%)

公営企業会計名	資金不足比率	金不足比率 経営健全化基準	
水道事業会計	_	20.0	
下水道事業会計	_	20.0	

^{※ 「}一」の表示は、資金不足額がないことを表しています。

≪用語の説明≫

【早期健全化基準】

自治体の財政破綻を未然に防ぎ健全化を図ることを目的として設けられた基準で、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化を図るための計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化を図るための計画を定める必要があります。

【実質赤字比率】

一般会計の赤字額が、市の地方税や地方交付税等の財源の規模に対しどの位の割合かを示すもので、本市は黒字のため早期健全化基準を下回っています。

【連結実質赤字比率】

市の全ての会計の赤字額合計が、市の地方税や地方交付税等の財源の規模に対してどの位の割合かを示すもので、本市は全ての会計で黒字のため早期健全化基準を下回っています。

【実質公債費比率】

市の全ての会計さらに一部事務組合における市の借入金の返済額に充てられる一般財源の額が、市の地方税や地方交付税等の財源の規模に対してどの位の割合かを示すもので、本市は早期健全化基準を下回っています。

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額が市の地方税や地方交付税等の財源の規模に対しての割合を示すもので、将来負担の内容は、市及び一部事務組合の借入金の返済額、契約等において将来の支払を約束している額、年度末において全職員が普通退職した場合の支給予定額、一部事務組合等で赤字額がある場合の負担額等となっています。本市は早期健全化基準を下回っています。

【資金不足比率】

一般会計等における赤字額にあたる、公営企業会計(水道事業会計、下水道事業会計)における 資金不足額の事業規模に対する比率で、いずれの会計も余剰金が出ていることから、「資金不足比 率」は算定されていません。